

平成26年3月4日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
 平成24年(ワ)第2827号 損害賠償請求事件
 口頭弁論終結日 平成25年12月12日

判 決

岐阜県

原告

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

友
之
子
和
織
靖
一
泉
城
田
井
野
田
藤
善
直
宏
紗
典
健

東京都江東区東陽5丁目31番29号

被告

同代表者代表取締役

モバキューブ株式会社

金井和歌子

東京都江東区東陽5丁目31番29号

被告

同代表者代表取締役

株式会社アルファ

金井和歌子

東京都江東区東陽5丁目31番29-214号

被告

被告3名訴訟代理人弁護士

同訴訟復代理人弁護士

和歌子
雄
豊
井
橋
場
秀
駒

主 文

1 被告モバキューブ株式会社は、原告に対し、2130万3007円及びこれ
 に対する平成24年1月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支

払え。

- 2 被告株式会社アルファは、原告に対し、2781万3324円及びこれに対する平成24年1月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告金井和歌子は、原告に対し、4911万6331円及びこれに対する平成24年1月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 原告の被告らに対するその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、これを10分し、その1を原告の、その4を被告モバキューブ株式会社と被告金井和歌子の、その余を被告株式会社アルファと被告金井和歌子の負担とする。
- 6 この判決は、主文第1項ないし第3項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告モバキューブ株式会社は、原告に対し、被告株式会社アルファ及び被告金井和歌子と連帯して2343万3307円及びこれに対する平成24年1月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告株式会社アルファ及び被告金井和歌子は、原告に対し、連帯して5402万7963円（ただし、2343万3307円の限度で被告モバキューブ株式会社と連帯して）及びこれに対する平成24年1月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、出会い系サイトを運営していた被告モバキューブ株式会社（以下「被告モバキューブ」という。）、その運営を引き継いだ被告株式会社アルファ（以下「被告アルファ」といい、被告モバキューブと併せて「被告会社ら」ということがある。）及び被告会社らの代表取締役である被告金井和歌子（以下「被告金井」という。）に対し、被告会社らがいわゆるサクラを用いて原告にメール交換やメールアドレス交換手続を何度も行わせることにより、

原告から多額の金員を詐取したとして、被告モバキューブに対しては不法行為に基づき、被告アルファに対しては不法行為及び会社法23条1項に基づき、被告金井に対しては共同不法行為及び会社法429条1項に基づき、損害賠償金及びこれに対する最終不法行為の日である平成24年1月14日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（証拠等を掲記した事実以外は当事者間に争いが無い。）

(1) 原告は、昭和41年 [REDACTED] 生の女性である。（甲18、弁論の全趣旨）

(2) 被告モバキューブは、インターネットコンテンツの企画・制作等を目的とする株式会社であり、遅くとも平成22年6月ころから同年12月24日まで、インターネットサイト「ラブキングダム」を運営していた。

(3) 被告アルファは、インターネットコンテンツの企画・制作等を目的とする株式会社であり、平成22年12月25日、被告モバキューブから、「ラブキングダム」の運営を引き継ぐとともにサイト名を「ハッピーレター」に変更し、平成23年ころ、更にサイト名を「プティアンジュ」に変更し（以下、サイト名の変更の前後を通じて「本件サイト」という。）、本件サイトを運営した。

被告アルファは、被告モバキューブから「ラブキングダム」の運営を引き継いだ際、「ラブキングダム」にアクセスすると「ハッピーレター」にログインできるような画面を表示した。また、「ラブキングダム」と同じIDとパスワードで「ハッピーレター」にログインすると、「ハッピーレター」の利用者個人のページが表示されるようにし、「ラブキングダム」でのポイントがそのまま「ハッピーレター」に引き継がれるようにした。さらに、本件サイトの運営主体が被告モバキューブから被告アルファに引き継がれたことを表示しなかった。

(4) 被告モバキューブと被告アルファの本店所在地は同一であり、その代表取

締役はいずれも被告金井である。

- (5) 本件サイトにおいては、「アド券（相手とメールアドレスを交換するためのチケット）」、「番号券（相手と電話番号を交換するためのチケット）」、「権利券」、「メアド（メールアドレス）配信手続」などの様々な名称により、メールアドレス等の連絡先交換のために、一定額の金員の振込みの後、一定の手続を執る必要があるとの説明がなされていた。
- (6) 原告は、平成22年6月ころ、本件サイトに会員登録した。（甲18、弁論の全趣旨）
- (7) 原告は、平成22年6月17日から同年12月24日まで、被告モバキューブに対し、別紙1のとおり、合計1926万2000円を振り込み、その振込手数料として合計10万4370円を支出した。
- (8) 原告は、平成23年1月4日から平成24年1月14日まで、被告アルファに対し、別紙2のとおり、合計2515万8000円を振り込み、その振込手数料として合計12万6840円を支出した。

2 争点及び当事者の主張

- (1) 被告らにそれぞれ不法行為が成立するか。また、被告金井に会社法429条1項に基づく責任があるか。

ア 原告の主張

原告は、本件サイトを通じ、「稲葉敏明」、「開業医力也」などと称する人物から本件サイトを通じたメールのやりとりをするよう再三懇願され、「本件サイト内でかかったお金はすべて返金する。」旨言われたため、本件サイトを利用するポイントを購入するために振込入金を行った。

これらの人物は、原告に対し、連絡先の交換ができれば後日本件サイトに支払った金員は全額負担する旨述べたので、原告は、本件サイトを通じ、メールアドレスの交換をするための手続を行い、そのための振込入金を行った。

しかし、何度手続を行っても、本件サイトからは、「カップル成立手続に成功したあなたには、アドレス配信手続抽選の権利が与えられます。」、「アドレス配信手続に当選したあなたはランクアップし、新しい手続に進めます。」などと更なる手続を要請され、更なる振込入金を指示されたが、どれだけ手続をしてもメールアドレス交換はされなかった。一部メールアドレス交換ができた人物もあるが、かかる人物はこれまでの費用について負担するという約束をしている人物ではなく、また、数か月程度でメールが来なくなった。

そして、原告がメールアドレス交換の手続をあきらめようとする都度、新たな人物が現れ、原告に振込入金を促した。例えば、原告は、「メル友募集」と称する人物から、「毎週30万円振り込みします。簡単アド券を持っているので、アドレス交換もできる。」と誘われたため、メールアドレス交換の手続のために再び振込入金をしたが、同人物が交換の手続に失敗したとの理由で、結局メールアドレスの交換はできなかった。また、

「裏技案内人」と称する人物からは、「困っていることがあれば助けます。サイトの料金を無料にしたり、サイトの抽選を当選に裏技で変えることができる。サイトの『メールアドレス配信手続』で、アドレス交換ができるようになるし、期間を引き延ばすことができます。」と説明され、再び手続費用を本件サイトに振り込むよう仕向けられた。さらに、「コンタクト」と称する人物から、「毎週20～30万円まで振り込みします。」との連絡があり、「カップル成立手続」によって間もなく他の相手とアドレス交換ができるような状況になっていたところ、同人物が割って入ったことで手続が失敗に終わってしまうという事態が生じた。加えて、「ビタミン【レア会員】」からは、「レア会員なのでサイトにわがままが通る。」、「手続費用を一部負担してあげる。」、「裏技案内人の作業を手伝う。」などの説明があった。

以上のとおり、本件サイトは、メールアドレス等交換費用等の名目で多額に過ぎる手数料等を支払わせるものであり、原告のメール相手は原告にメールアドレス交換手続をさせるよう仕向けていたにもかかわらず、結局手数料等を全額負担すると約束していたメール相手とはメールアドレス等の交換には至っていない。そして、原告が手数料等を支払ったことによって利益を得たのは、本件サイトの運営者である被告会社らである。

また、原告のメール相手から被告会社らへの振込入金は認められない。

さらに、被告らは、原告のポイント購入履歴や使用履歴について開示せず、具体的な主張をしない。

加えて、原告類似の本件サイトの被害者が多数存在する。

これらの点に照らせば、被告会社らは、それぞれ、いわゆるサクラを用いて、原告にメール交換やメールアドレス交換手続を何度も行わせることにより、原告から多額の金員を詐取したものであり、原告に対する不法行為責任を負う。

また、被告金井は、被告会社らの代表取締役として、その営業方針を決定し、サクラ行為を自ら行い、又は、従業員らに指導・指示を行い、被告会社らの不法行為を主導した者であるから、そのそれぞれとともに共同不法行為責任を負うとともに、代表取締役としての任務懈怠があるため、会社法429条1項に基づく責任を負う。

イ 被告らの主張

被告会社らは、各種手数料額を高額にはしておらず、サクラを用いておらず、詐欺も行っていないから、被告らは不法行為責任を負わず、被告金井は会社法429条1項に基づく責任も負わない。

原告が多額の金員を費消したのは、原告自身の判断による本件サイト利用の結果であり、原告の責任に帰するものである。

(2) 原告に損害が発生したか。また、その額はいくらか。

ア 原告の主張

(ア) 被告モバキューブの不法行為による損害額

a 振込入金額1926万2000円及び振込手数料額10万4370
円の合計1936万6370円

b 慰謝料193万6637円

c 弁護士費用213万0300円

d 小計 2343万3307円

(イ) 被告アルファの不法行為による損害額

a 振込入金額2515万8000円及び振込手数料額12万6840
円の合計2528万4840円

b 慰謝料252万8484円

c 弁護士費用278万133.2円

d 小計3059万4656円

(ウ) 被告金井の不法行為及び任務懈怠行為による損害

(ア)(イ)の合計5402万7963円

イ 被告らの主張

争う。

(3) 被告アルファが会社法23条1項に基づき被告モバキューブの不法行為により生じた債務を承継するか。

ア 原告の主張

会社法23条1項は、事業の譲受会社が譲渡会社の事業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をしたときは、譲渡会社の債権者は、その譲受会社に対して弁済の請求をすることができる旨定める。

本件においては、被告モバキューブから被告アルファに本件サイト運営事業の譲渡がされ、かつ、被告アルファが①「ラブキングダム」にアクセスすると「ハッピーレター」にログインできるような画面を表示したこと、

②「ラブキングダム」と同じIDとパスワードで「ハッピーレター」にログインすると「ハッピーレター」の利用者個人のページが表示されるようにし、「ラブキングダム」でのポイントがそのまま「ハッピーレター」に引き継がれるようにしたこと、③本件サイトの運営主体が被告モバキューブから被告アルファに引き継がれたことを表示しなかったことにより、被告アルファは、被告モバキューブの事業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をした。

よって、被告アルファは、被告モバキューブの不法行為により生じた債務を承継するから、原告は、被告アルファに対し、前記(2)ア(アイ)を併せた5402万7963円及びこれに対する最終の不法行為の日である平成24年1月14日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を請求することができる。

イ 被告らの主張

被告アルファは、被告モバキューブの事業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をしていない。また、被告モバキューブ及び被告アルファともに、本件サイトの運営主体が変わったことについて原告に連絡した。

(4) 過失相殺がなされるべきか。

ア 被告らの主張

仮に被告らの責任が認められるとしても、原告においても、自己の判断に基づいて本件サイトを利用し、メールアドレス交換においても操作ミスがあったものと考えられるから、損害額の認定に当たっては、かかる原告の過失が考慮されるべきであり、その割合は8割とされるべきである。

イ 原告の主張

被告らの行為が故意の詐欺行為である以上、被告らの過失相殺の主張は否定されるべきである。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

証拠（甲3の1の1及び2，甲3の3の1及び2，甲3の4の1ないし6，甲3の5の1ないし6，甲3の6の1ないし20，甲3の7の1ないし14，甲13，15の1及び2，甲18ないし21，乙1ないし4，8，12の1及び2，原告本人，被告金井和歌子本人）及び弁論の全趣旨によれば，以下の各事実が認められる。

(1) 本件サイトは，見知らぬ者同士がインターネット上の掲示板や電子メールのやり取りなどを通じて出会うことができるという，いわゆる「出会い系サイト」である。

本件サイトにおいては，利用者は，ニックネーム，携帯電話番号，パスワード等を登録すると，本件サイトからID及びパスワードが付与され，これらを入力することにより，本件サイトを通じて，掲示板でメールする相手を探したり，相手とメールのやり取りをしたりすることができる。

本件サイトを利用するには，1ポイントを10円とするポイントが必要であり，当初100ポイント（1000円分）が無料で付与されるが，その後は有料となり，利用者はポイントを購入しなければならない。本件サイトを通じてメールを送信するには20ポイント（200円），受信したメールを開封するには25ポイント（250円）がかかる。また，メールにメールアドレスや電話番号を記載することはできず，これらを記載した場合にはペナルティーとして150ポイント（1500円）が課され，当該情報が本文から削除される。

本件サイトにおいては，メールアドレスを交換するには，別途1回あたり3万6000円の「アド券」を購入した上で，一定の手続を履践しなければならないものとされていた。また，電話番号の交換にも，「番号券」の購入と一定の手続の履践が必要とされている。

利用者がポイントやアド券等を購入するには，銀行振込み，クレジットカード

ード払いなどの方法があり、銀行振込みをする際には、振込依頼人として利用者の名前ではなくIDを記入することとされている。

- (2) 原告は、本件サイトに「でっちゃん」というニックネームを登録し、259249というIDを付与され、このニックネームとIDを用いて被告会社らへの振込みを行った。
- (3) 平成24年1月5日から同月19日までの間、原告には、本件サイトを通じて、「メル友募集」、「安達力也」、「ビタミン【レア会員】」、「★コンタック★」、「稲葉敏明」、「裏技案内人!」、「内科医ユキオ」、「英雄」、「投資家マコト」、「プティアンジュ（本件サイト）」から、合計960通を超えるメールが送信された。

これらのメールは、送信者らの日々のたわいもない出来事を内容とするものが大半を占める。

他方で、これらのメールのうち、「ビタミン【レア会員】」及び「裏技案内人!」からのメールの一部は、これらの者が本件サイトとの間で原告の費用負担を軽減する又はなくすための作業やアドレスを配信するための作業を行っていることが窺える内容であり、「稲葉敏明」からのメールの一部は、同人が「ビタミン【レア会員】」及び「裏技案内人!」らが上記作業を行っていることを知っていることを窺わせる内容である。

また、「プティアンジュ（本件サイト）」からのメールは、「ビタミン【レア会員】」らの上記作業を受けて、本件サイトが原告の費用負担を軽減し、又は、無料としたこと、アドレス配信を行うための手続を行うことを窺わせる内容である。

さらに、「内科医ユキオ」からのメールは、メールや話の相手をするこゝで100万円を渡すというものであり、「英雄」及び「投資家マコト」からのメールは、困っていることがあれば力になるというものであり、「安達力也」からのメールの一部は、この者が医師であることを窺わせる内容である。

そして、上記期間の終盤には、原告が本件サイトを通じてメールを送信しなくなったのに対して、原告を引き留めるかのように、原告の費用を全額負担することが可能になったとのメールや、メールアドレスの配信が可能となったことを窺わせるようなメールが原告に送信されている。

- (4) 本件サイトには、平成24年1月19日時点で、「稲葉敏明（職業経営者）」、「安達力也（職業医療関係）」、「裏技案内人！（自己PR「このサイトの裏技教えます。」）」、「ビタミン【レア会員】」が登録されていた。
- (5) 平成22年6月1日から平成22年12月29日までの被告モバキューブ名義の銀行預金口座及び平成22年10月5日から平成24年1月14日までの被告アルファ名義の銀行預金口座には、少なくとも平成24年1月5日から同月19日までの間に本件サイトを通じて原告とメールのやり取りをしていた「メル友募集」、「安達力也」、「ビタミン【レア会員】」、「★コンタック★」、「稲葉敏明」、「裏技案内人！」、「内科医ユキオ」、「英雄」、「投資家マコト」らのニックネームを用いた入金はされていない。
- (6) 独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）には、平成20年12月27日から平成25年3月19日までの間に、被告モバキューブについて6件、被告アルファについて31件、ラブキングダムについて2件、ハッピーレターについて1件、プティアンジュについて2件の相談が寄せられた。その内容は、概要、懸賞サイトや賞品・賞金等の当選メール等から本件サイトに登録した又は勝手に登録されたところ、多額のお金をあげる又はサイト利用料を負担するなどというメールが来て、メールアドレスの交換やメールのやり取りのために多額の費用を費やしたが、アドレス交換ができなかった又はお金をもらうことができなかったなどというものである。
- (7) 販売されている出会い系サイトプログラムには、サクラ書き込み機能（管

理者がキャラクターを作成し、一般会員を装ってキャラクター名で他の一般会員とメールのやり取りをし、一般会員のポイント利用を促進するという機能)が備わっているものもある。

2 争点(1)(被告らにそれぞれ不法行為が成立するか。また、被告金井に会社法429条1項に基づく責任があるか。)について

(1) 被告会社らの不法行為責任について

ア 原告は、メモ(甲4)、陳述書(甲18)及び本人尋問において、「稲葉敏明」及び「開業医力也(後に安達力也に変更)」からは「サイト内にかかったお金は全て返金します。だから続けて欲しい。」などのメールを、「メル友募集」からは「毎週30万円振り込みします。簡単アド券を持っているので、アドレス交換もできる。」などのメールを、「裏技案内人」からは「困っていることがあれば助けます。裏技で、サイトの料金を無料にしたり、サイトの抽選を当選にできます。」、「サイトの『メールアドレス配信手続』で、アドレス交換ができるようになる。」などのメールを、「ビタミン【レア会員】」からは「半額を自分が負担できるようにサイト側のパソコンを操作している。」などのメールを受信したために、これらの者も一般会員であり、これらの者から利用代金の返金等を受けられるものと信じて、本件サイトを通じて多数回のメールのやり取りをしてしまい、何度もアド券を購入してアドレス交換を試みても成功しなかったために、本件サイトを通じたメールのやり取りをやめようと思うたび、新たな人物が現れて本件サイトの利用を継続させるようなメールを送信してきたが、結局利用代金の返金等を受けられなかったという趣旨の供述をする。

そこで、その信用性について検討するに、原告が供述する内容そのもののメールの存在を示す証拠はないものの、前記1(3)の平成24年1月5日から同月19日までの間に本件サイトを通じて原告に送信されたメールの送信者及びその内容、同(4)の同月19日時点における本件サイトの登録状

況、同(6)の国民生活センターに寄せられた他の本件サイト利用者からの相談の件数及び内容に照らせば、原告が供述するようなことがあったとみるのが自然であるから、この原告の供述は、信用することができる。

よって、原告には、本件サイトを通じて、原告が供述するような人物ら（以下「本件各送信者」という。）から原告が供述する内容のメール（以下、これらを含めて原告が本件サイトを通じて受信したメールを「本件各メール」という。）が送信されたものと認められる。

イ 以上によれば、原告は、本件各メールにより、本来1回で成功するはずのメールアドレス交換手続を何度もすることになり、その度に1回につき3万6000円もの高額な金員を支払ったものと認められる。

また、前記1(1)のとおり、本件サイトにおいては、メールの送信にも受信したメールの開封にも手数料がかかること、前記1(3)の平成24年1月5日から同月19日までの間に原告に送信されたメールが960通を超えることからすれば、これ以外の期間においても、原告は、本件各送信者からのメールに起因して、本件サイトを通じたメールの送受信を極めて多数回行い、多額の手数料を負担したものと認められる。

そして、前記1(3)のとおり、本件各メールの内容は、大半が手数料を支払ってまでやり取りをする意味を見出しがたいようなたわいのないものであり、本件各送信者が真に多額の手数料を負担してまでこのようなメールを送信していたとは考えにくい。他方で、本件各メールの一部には、本件各送信者が面識もない原告に対して多額の費用負担をしたり、無償の金銭提供をするといったような、およそあり得ないような申出を内容とするものがあり、それが実現していないのであるから、原告に対して虚偽の事実を告げてまで、原告に本件サイトの利用を継続させようとするものであったといえる。さらに、原告が本件サイトを通じたメールのやり取りをやめようとする、原告を引き留めるかのようなメールが送信されている。

これらに照らせば、本件各メールは、原告に本件サイトの利用を継続させ、メール交換に係る手数料ないしメールアドレス交換のための費用として多額の金員を支払わせることを目的としたものであると認めるのが相当である。

ウ そして、前記1(5)のとおり、被告会社らの銀行預金口座には本件送信者からの入金がないこと、メール交換に係る手数料ないしメールアドレス交換のための費用名下に原告に多額の金員を支払わせることによって利益を得るのは被告会社らであることに照らせば、本件送信者らは、本件サイトの一般会員ではなく、被告会社らが用いるサクラであるとみるのが相当である。

エ 被告らは、原告が多額の金員を費消したのは原告自身の判断による本件サイト利用の結果であり、原告の責任に帰するものであると主張し、被告会社らの代表者でもある被告金井は、陳述書(乙13)及び本人尋問において、被告会社らの従業員は最大でも被告金井、被告金井の弟である金井秀之(以下「秀之」という。)及びもう1名しかおらず、多数の従業員を雇ってサクラとして用いたことはない旨供述する。

しかしながら、前記1(7)のとおり、サクラ書き込み機能が備わった出会い系サイトプログラムが販売されていることからすれば、従業員の数が少ないからといってサクラを用いていないということにはならない上、前記ウで判示したところによれば、この金井の供述を信用することはできず、被告らの主張を容れることはできない。

オ 以上によれば、被告会社らは、それぞれ、サクラを用いて、原告にメール交換やメールアドレス交換手続を多数回行わせることにより、原告からその手数料や費用名下に多額の金員を詐取したものである。

よって、被告会社らにはそれぞれ不法行為が成立するというべきである。

(2) 被告金井の不法行為責任及び会社法429条1項に基づく責任について

被告金井は、本人尋問において、被告会社らの経営に関し、秀之に本件サイトの会員とのやり取り、会員への金員請求や支払の確認を任せており、秀之の行っている業務の内容については把握していないという趣旨の供述をする。

この被告金井の供述を前提としても、被告金井が被告会社らの行ったサクラ行為について、共同不法行為における過失及び代表取締役としての任務懈怠があることは明らかであるから、被告金井は、不法行為責任及び会社法429条1項に基づく責任を負うというべきである。

3 争点(2) (原告に損害が発生したか。また、その額はいくらか。) について

(1) 振込入金額及び振込手数料額

前記第2の1(7)及び(8)のとおり、原告が被告モバキューブに対して合計1926万2000円を振り込み、その振込手数料として合計10万4370円を支出したこと、原告が被告アルファに対して合計2515万8000円を振り込み、その振込手数料として合計12万6840円を支出したことからすれば、前者の合計1936万6370円が被告モバキューブの不法行為による損害、後者の合計2528万4840円が被告アルファの不法行為による損害、両者の合計4465万1210円が被告金井の共同不法行為及び任務懈怠行為による損害であることは明らかである。

(2) 慰謝料

被告らの不法行為により原告に生じた損害は、財産上の損害であるところ、そのほかになお慰謝を要する精神上的損害も併せて生じたといえるためには、被害者が侵害された利益に対して財産価値以外に考慮に値する主観的精神的価値をも認めていたような特別の事情が存在しなければならないと解される(最高裁判所昭和42年4月27日第一小法廷判決参照)。

しかるに、本件において、原告に上記特別な事情があることを認めるに足りる証拠はないから、原告の慰謝料請求を認めることはできない。

(3) 弁護士費用

本件訴訟の内容、請求額、審理経過及び結果その他諸般の事情を考慮すれば、被告モバキューブの不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は193万6637円、被告アルファの不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は252万8484円、被告金井の共同不法行為及び任務懈怠行為と相当因果関係のある弁護士費用は446万5121円と認めるのが相当である。

4 争点(3) (被告アルファが会社法23条1項に基づき被告モバキューブの不法行為により生じた債務を承継するか。) について

- (1) 会社法23条1項は、事業の譲受会社が譲渡会社の事業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をしたときは、譲渡会社の債権者は、その譲受会社に対して弁済の請求をすることができる旨定める。

そして、この債務引受けの広告としては、必ずしも文字どおり厳密に「債務を引き受ける」旨の表現が用いられることは必要でないにしても、少なくとも譲受人が譲渡人の営業上の債務についてその債権者に対して直接に弁済の責任を負うべき旨の表現が用いられていることを要すると解するのが相当である。

- (2) これを本件についてみるに、前記第2の1(3)のとおり、被告アルファが、被告モバキューブから「ラブキングダム」の運営を引き継いだ際、「ラブキングダム」にアクセスすると「ハッピーレター」にログインできるような画面を表示したこと、「ラブキングダム」と同じIDとパスワードで「ハッピーレター」にログインすると、「ハッピーレター」の利用者個人のページが表示されるようにし、「ラブキングダム」でのポイントがそのまま「ハッピーレター」に引き継がれるようにしたこと、本件サイトの運営主体が被告モバキューブから被告アルファに引き継がれたことを表示しなかったことは当事者間に争いが無い。

しかしながら、これらの事実のみをもっては、被告アルファが被告モバキ

ューブの営業上の債務についてその債権者に対して直接に弁済の責任を負うべき旨の表現が用いられた広告がなされたとは認めることができず、他にこれを認めるに足りる証拠もない。

よって、被告アルファが会社法23条1項に基づき被告モバキューブの不法行為により生じた債務を承継するとの原告の主張には理由がない。

5 争点(4) (過失相殺がなされるべきか。) について

前記2で判示したとおり、被告会社らが故意の不法行為をし、被告金井も被告会社らと共同不法行為をしたという関係にある本件において、過失相殺をすることが相当であるという事情を認めることはできない。

よって、被告らの過失相殺の主張は採用できない。

6 結論

以上の次第で、原告の請求は、被告モバキューブに対し、損害賠償金2130万3007円及びこれに対する最終不法行為の日の後である平成24年1月14日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を、被告アルファに対し、損害賠償金2781万3324円及びこれに対する最終不法行為の日である平成24年1月14日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を、被告金井に対し、損害賠償金4911万6331円及びこれに対する最終不法行為の日である平成24年1月14日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を、それぞれ求める限度で理由があるから上記範囲で認容することとし、その余は理由がないからいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第4部

裁判官 溝 口 理 佳

	モバキューブ(カ)カナイワカコ	¥84,000	¥420
	モバキューブ(カ)カナイワカコ	¥84,000	¥420
H22.11.19	モバキューブ(カ)カナイワカコ	¥84,000	¥420
	モバキューブ(カ)カナイワカコ	¥84,000	¥420
	モバキューブ(カ)カナイワカコ	¥84,000	¥420
	モバキューブ(カ)カナイワカコ	¥84,000	¥420
	モバキューブ(カ)カナイワカコ	¥84,000	¥420
H22.11.24	モバキューブ(カ)カナイワカコ	¥84,000	¥420
	モバキューブ(カ)カナイワカコ	¥84,000	¥420
	モバキューブ(カ)カナイワカコ	¥84,000	¥420
	モバキューブ(カ)カナイワカコ	¥84,000	¥420
	モバキューブ(カ)カナイワカコ	¥84,000	¥420
H22.11.26	モバキューブ(カ)カナイワカコ	¥84,000	¥420
	モバキューブ(カ)カナイワカコ	¥84,000	¥420
	モバキューブ(カ)カナイワカコ	¥84,000	¥420
	モバキューブ(カ)カナイワカコ	¥84,000	¥420
	モバキューブ(カ)カナイワカコ	¥84,000	¥420
H22.11.30	モバキューブ(カ)カナイワカコ	¥84,000	¥420
	モバキューブ(カ)カナイワカコ	¥84,000	¥420
	モバキューブ(カ)カナイワカコ	¥84,000	¥420
H22.12.20	モバキューブ(カ)カナイワカコ	¥84,000	¥420
H22.12.24	モバキューブ(カ)カナイワカコ	¥36,000	¥420
	モバキューブ(カ)カナイワカコ	¥12,000	¥420
	小計	¥19,262,000	¥104,370
		合計	¥19,366,370

別紙2

日付	振込先	入金額	振込手数料
H23.1.4	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.1.6	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.1.7	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.1.3	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.1.15	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.1.18	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.1.22	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.1.24	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.1.29	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.2.1	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.2.3	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.2.4	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.2.5	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.2.8	カ)アルファ	¥30,000	¥420
H23.2.9	カ)アルファ	¥36,000	¥420
H23.2.12	カ)アルファ	¥24,000	¥420
H23.2.16	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.2.17	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.2.18	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.2.21	カ)アルファ	¥36,000	¥420
H23.2.23	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.2.24	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.2.25	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.2.26	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.3.1	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.3.2	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.3.3	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.3.5	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.3.8	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.3.9	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.3.10	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.3.12	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.3.15	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.3.16	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.3.17	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.3.19	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.3.24	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.3.25	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420

H23.3.26	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.4.1	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.4.2	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.4.5	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.4.6	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.4.7	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.4.8	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.4.9	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.4.12	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.4.13	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.4.14	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.4.15	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.4.16	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.4.19	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.4.20	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.4.21	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.4.22	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.4.23	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.4.26	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.4.27	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.4.28	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.4.30	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.5.2	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.5.6	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.5.7	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.5.10	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.5.11	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.5.12	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.5.13	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.5.14	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.5.17	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.5.18	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.5.19	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.5.20	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.5.21	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.5.24	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.5.25	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.5.26	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.5.27	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420

	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.5.30	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.6.1	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.6.2	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.6.3	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.6.4	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.6.7	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.6.8	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.6.9	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.6.10	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.6.11	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.6.14	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.6.15	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.6.16	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.6.17	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.6.22	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.6.23	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.6.24	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.6.25	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.6.28	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.7.1	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.7.2	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.7.5	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.7.6	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.7.7	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.7.8	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.7.9	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.7.12	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.7.13	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.7.14	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.7.15	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.7.16	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.7.21	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.7.22	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.7.23	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.7.26	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.7.27	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.7.28	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.7.29	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.7.30	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.8.5	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.8.6	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420

H23.10.29	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.10.31	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.11.1	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.11.2	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.11.4	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.11.5	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.11.9	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.11.10	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.11.12	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.11.15	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.11.16	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.11.17	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.11.18	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.11.19	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.11.22	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.11.24	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.11.25	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.11.26	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.12.1	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.12.2	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.12.3	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.12.5	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.12.6	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.12.7	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.12.8	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.12.9	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.12.10	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.12.13	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.12.14	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.12.15	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.12.16	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.12.17	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.12.20	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.12.21	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.12.22	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.12.24	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.12.27	カ)アルファ	¥84,000	¥420

H23.12.28	カ)アルファ		
H23.12.29	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.12.30	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H23.12.31	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H24.1.5	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H24.1.6	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H24.1.7	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H24.1.10	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H24.1.11	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H24.1.12	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H24.1.13	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
H24.1.14	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	カ)アルファ	¥84,000	¥420
	小計	¥25,158,000	¥126,840
	合計		¥25,284,840

これは正本である。

平成26年3月4日

名古屋地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 恩 田 和 典